

(公 印 省 略)
答 申 第 178 号
令 和 6 年 3 月 26 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和5年11月28日付け諮問第108号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のこと
について、別紙のとおり答申します。

記

企画提案コンペに関する評価資料

第1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が部分公開とした決定は妥当である。

第2 諮問経緯及び公開請求文書の特定

1 公文書の公開請求

令和5年5月8日、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

本件公開請求の対象は、阪神北公民連携スキルアップセミナー等実施業務（以下「本件事業」という。）に関する企画提案コンペ（以下「本件コンペ」という。）の各応募事業者への評価資料及び採択者の企画提案書（以下「本件対象公文書」という。）である。

2 実施機関の決定

令和5年5月9日、実施機関は、本件対象公文書について、法人名及び採択者の企画提案書について条例第6条第2号に、本件コンペの審査を行う審査委員名について条例第6条第5号にそれぞれ該当するため部分公開することとして公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和5年5月24日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和5年11月28日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

法人名及び採択者の企画提案書の公開を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において述べている本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

本件処分は、条例第6条第2号の解釈適用を誤ったものであり、実施機関が同号により非公開とした、法人名及び採択者の企画提案書を公開すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明等において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件処分の理由

本件事業は、阪神北地域における地域課題の解決を図るため、地域活動団体同士の交流のみならず、行政や地域活動に関心を持つ企業や学生との公民連携を深める場として、セミナー及び交流会を開催する業務を委託する事業者を募集したものである。その選定にあたって、本件コンペを令和5年4月26日に実施した。

本件事業における業務内容は、先進的な地域づくり活動を実践している講師による事例を交えたセミナーで、ワークショップやグループディスカッションによる交流型セミナーや先進的な地域活動を行っている団体等による事例発表を行い、地域活動を行う人材や団体の発掘、活動のスキルアップ、参加者同士の連携による新たな活動への発展等につなげるための交流会等を行うものである。

本件コンペ募集要領において、「提出された企画提案書等は非公開とする」との条件で募集を行っている。

企画提案書は、法人が蓄積している技術力、提案力を発揮することで作成される文章や図表によって構成され、発注者が期待する業務成果とそのプロセスを独自の視点で提案として示すものであるため、今回の企画提案書においても、法人独自のネットワーク及びノウハウを活かした、事業の実施手法、講師案等の提案がなされている。したがって、企画提案書とは、法人が有するノウハウの集積であるため、情報公開により第三者が入手することで、法人独自のノウハウが流出し、公正な競争上の利益が損なわれると認められる。

また、今回提案された内容はすべてを採用するわけではなく、県民へ将来的に事業内容が明らかになるとしても、採用されなかった部分については法人独自のノウハウであることから、条例第6条第2号の非公開情報に該当する。

2 結語

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は適法かつ妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 条例第6条第2号該当性について

実施機関は、本件処分の理由において、法人名及び採択者の企画提案書について、条例第6条第2号の非公開情報に当たるとしている。審議会において、本件対象公文書を見分したところ、当該法人名は、当該採択者の企画提案書中の記載事項の一つであることが認められたため、一体として当該採択者の企画提案書の条例第6条第2号該当性につき検討する。

実施機関は、要旨、企画提案書は、応募者が技術力、提案力を発揮し作成する文章や図表によって構成され、独自の視点で提案するもので、法人独自のノウハウの集積であるため、情報公開により第三者が入手することで、当該応募者に係る公正な競争上の利益が損なわれると説明している。

また、実施機関は、今回企画提案書において提案された内容はすべてを採用するわけではなく、県民へ将来的に事業内容が明らかになるとしても、採用されなかった部分については法人独自のノウハウであることから、条例第6条第2号の非公開情報に該当すること、本件コンペ募集要領に企画提案書は公開しない旨の条件を付し募集を行った旨を説明している。

審議会では企画提案書を見分したところ、部分的に採用されたか否かにかかわらず、企画提案書全体として、法人独自のネットワーク及びノウハウを活かした事業の実施手法、講師案等の提案が、応募者独自の文章や図表等により記載されており、公にすることで法人の競争上の正当な利益を害すると認められる。

なお、本件コンペ募集要領には、企画提案書は非公開とすることが記載され、提案者はこれを信頼し、企画提案書において自己の有するノウハウ等を記述した企画提案書を提出するものであり、これは本件事業に係る本件コンペを効果的に実施するため合理的なものと考えられる。

以上のことから、企画提案書について条例第6条第2号の非公開情報に該当するとした実施機関の判断は妥当なもの認められる。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審議会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和5年11月28日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和6年1月11日 第2部会（第114回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和6年3月22日 第2部会（第115回）	・ 審議
令和6年3月26日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男